

社 援 発 第 0328005 号
平 成 20 年 3 月 28 日

(最終改正)

社 援 発 0306 第 24 号
令 和 2 年 3 月 6 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に
関する科目等の読替の範囲について

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目、同条第2号に規定する社会福祉に関する基礎科目及び第39条第2号に規定する社会福祉に関する科目については、社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。)により規定されているところですが、各科目について読替のできる範囲等を別添のとおり定め、平成21年4月1日(科目省令附則第2条に規定する準備行為を行う場合にあつては、平成20年4月1日)よ

り適用することとしましたので、通知します。

また、本通知の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に基づく指定科目、同条第2号に基づく基礎科目及び第39条第2号に基づく社会福祉に関する科目の読替えの範囲について（昭和63年2月12日付け社庶第28号社会局長通知）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条第1項第1号及び第19条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が別定める実習に係る科目の読替えの範囲について（平成12年4月21日付け社援第1047号当職通知）（以下「旧通知」という。）は廃止します。

なお、旧通知に基づき、既に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとします。

別添

指定科目等の読替の範囲

1 科目省令に定める科目の読替の範囲

社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号。以下「科目省令」という。）に定める科目（以下「指定科目等」という。）の読替の範囲は、次表のとおりとする。

なお、指定科目等の名称及び読替の範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）に対して、次のいずれかに該当する字句の付加等がされた科目についても、読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の) 原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の) 方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
 - (2) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日付け社援発第 0328001 号当職通知）又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日付け社援発第 0328002 号当職通知）（以下「指針」という。）に示す教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合
 - (3) 一つの指定科目の教育を、複数科目の履修により行う場合であって、その当該複数科目の名称の全てが一つの指定科目の読替の範囲に該当する場合（次表において読替の範囲の条件が別途規定されているものについては、それらも満たすこと）
 - (4) (1) から (3) のいずれにも該当する場合
- (例 1) 「社会保障」に相当する科目を行う場合
- ・ (1) に該当する場合 「社会保障論」、「社会保障総論」等でも可。
 - ・ (2) に該当する場合 「社会保障Ⅰ」及び「社会保障Ⅱ」等でも可。
 - ・ (3) に該当する場合 「社会保障制度」及び「社会保障サービス」でも可。
 - ・ (4) に該当する場合 「社会保障論Ⅰ」、「社会保障論Ⅱ」、「社会保障サービス」等でも可。

(例2) 「現代社会と福祉」に相当する科目を行う場合

- ・ (1) に該当する場合 「社会福祉原論」、「社会福祉総論」、「社会福祉学総論」等でも可。
- ・ (2) に該当する場合 「社会福祉原論Ⅰ」及び「社会福祉原論Ⅱ」等でも可。
- ・ (3) に該当する場合 「社会福祉」及び「福祉政策」等でも可。
- ・ (4) に該当する場合 「社会福祉原論Ⅰ」、「社会福祉原論Ⅱ」、「福祉政策」等でも可。

指定科目等名	読替の範囲
医学概論	医学一般、医学概論、医学知識、人体の構造（・）機能（・） 疾病、人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	① 心理学、心理学理論と心理的支援
	② 臨床心理学及び発達心理学の2科目
社会学と社会システム	① 社会学、社会理論と社会システム
	② 家族社会学及び地域社会学の2科目
社会福祉の原理と政策	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策、現代社会と福祉
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
権利擁護を支える法制 度	① 権利擁護と成年後見、権利擁護と成年後見制度
	② 権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論 のうちのいずれかの2科目
地域福祉と包括的支援 体制	① 地域福祉、地域福祉の理論と方法 ※ 指針別表に定める「地域福祉と包括的支援体制」の教育内 容が網羅されている場合に限る。
	② 地域福祉及びコミュニティーワーク又はコミュニティーソ ーシャルワークのうちのいずれかの2科目
高齢者福祉	介護保険、介護保険制度、介護保険サービス、高齢者福祉、高 齢者福祉制度、高齢者福祉サービス、老人福祉、老人福祉制度、 老人福祉サービス、高齢者に対する支援と介護保険制度のうち いずれか及び介護、介護の基本又は介護福祉のうちいずれかの

	2科目
障害者福祉	障害者福祉、障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児（・）者福祉、障害児（・）者福祉制度、障害児（・）者福祉サービス、障害者に対する支援と障害者自立支援制度
児童・家庭福祉	児童（・）家庭福祉、児童（・）家庭福祉制度、児童（・）家庭福祉サービス、児童福祉、児童福祉制度、児童福祉サービス、家庭福祉、家庭福祉制度、家庭福祉サービス、児童（・）家庭に対する支援と児童（・）家庭福祉制度、子ども家庭福祉、子ども家庭福祉、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
貧困に対する支援	公的扶助、生活保護、生活保護制度
保健医療と福祉	① 保健医療、保健医療制度、医療制度、保健医療サービス
	② 医療福祉、医療ソーシャルワーク ※ 指針別表に定める「保健医療と福祉」の教育内容が網羅されている場合に限る。
刑事司法と福祉	① 更生保護、更生保護制度
	② 司法福祉 ※ 指針別表に定める「刑事司法と福祉」の教育内容が網羅されている場合に限る。
ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職、相談援助、相談援助の基盤と専門職
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	※ 指針別表に定める「ソーシャルワークの基盤と専門職」及び「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）」の教育内容が網羅されている場合に限る。
ソーシャルワークの理論と方法	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの理論と方法、相談援助、相談援助の理論と方法
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	※ 指針別表に定める「ソーシャルワークの理論と方法」及び「ソーシャルワークの理論と方法（専門）」の教育内容が網羅されている場合に限る。

社会福祉調査の基礎	社会調査、社会福祉調査、社会調査の基礎
福祉サービスの組織と経営	福祉経営、福祉運営管理、福祉管理運営、社会福祉経営、社会福祉運営管理、社会福祉管理運営、社会福祉施設経営
ソーシャルワーク演習	相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、相談援助演習 ※ 指針別表に定める「ソーシャルワーク演習」及び「ソーシャルワーク演習（専門）」の教育内容が網羅されている場合に限る。
ソーシャルワーク演習（専門）	
ソーシャルワーク実習指導	相談援助現場実習指導、相談援助技術実習指導、相談援助技術現場実習指導、社会福祉援助技術実習指導、社会福祉援助技術現場実習指導、社会福祉実習指導、社会福祉現場実習指導、相談援助実習指導、ソーシャルワーク現場実習指導
ソーシャルワーク実習	相談援助現場実習、相談援助技術実習、相談援助技術現場実習、社会福祉援助技術実習、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉実習、社会福祉現場実習、相談援助実習、ソーシャルワーク現場実習

（注）ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法、ソーシャルワークの理論と方法（専門）を一体の科目として行う場合にあっては、次のとおりとすること。

ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク ※ 指針別表に定める「ソーシャルワークの基盤と専門職」、「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）」、「ソーシャルワークの理論と方法」、「ソーシャルワークの理論と方法（専門）」の教育内容が網羅されている場合に限る。
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	
ソーシャルワークの理論と方法	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	

2 個別認定

上記1の読替の範囲に含まれない名称の科目であっても、授業内容が指定科目等に合致するものについては、個別に審査のうえ認定することとするので、該当する大学等は、原則として読替を行おうとする科目を含むカリキュラムを開講しようとする日の6か月前までに別記様式により社会・援護局福祉基盤課長あて照会されたいこと。

なお、個別審査は、指針に示す教育内容に対応しているか否かを判断基準とするので、留意されたいこと。

別記様式

番 号
令和 年 月 日

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課長 殿

学 校 名
代表者 ○○ ○○ (印)

指定科目等の読替について（照会）

標記について、本校の○○学部○○学科における開講科目を下記のとおり読替でよろしいか照会いたします。

記

本校開講科目名	指定科目等名	備考（開講年度）

担当者名： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

学校所在地： _____

（添付書類）

- 1 該当科目ごとに授業内容を詳しく記載した授業科目の概要書
- 2 授業進度計画（別表）
- 3 全体のカリキュラム

別 表

授 業 進 度 計 画

指定科目名 _____

本校開講科目 _____

	指針	本校講義概要
目 標		
内 容		

(注1) 「通知内容」欄には、該当科目について「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日付け社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知)又は「社会福祉士学校運営指針及び介護福祉士学校運営指針について」(平成20年3月28日付け社援発第0328002号厚生労働省社会・援護局長通知)(以下「指針」という。)に規定する目標及び内容を記載すること。

(注2) 「本校講義概要」欄には該当科目に係る講義概要を記載すること。

なお、記載に当たっては、各項目と指針の該当部分を矢印で結んで対応関係を明らかにするとともに、各項目に授業順序を示す番号を付すこと。